

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

問2 納税の緩和制度の一つである滞納処分の停止について、その要件及び効果を説明しなさい。

〔第二問〕

次の問1～問3において、甲税務署長が、現時点（令和4年8月時点）で、滞納者（A社、E社及び居住者I）の滞納国税を徴収するため、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。

なお、甲税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

問1

- 1 A社は、平成29年6月1日に設立された税理士法人である。
- 2 A社の社員は、設立時からの社員であるB及び令和3年4月1日に入社したCの2名である。なお、設立時からの社員であったDは、令和3年10月31日付で退社（登記済）している。
- 3 現在、A社は、活動を停止しており事業再開の目途は立っておらず、滞納処分の執行が可能な財産は有していない。
- 4 A社は、令和元年5月期消費税及び地方消費税の確定申告分1,000,000円を滞納している。

問2

- 1 E社は、資本金1,000,000円の株式会社であり、その株式の保有割合は、代表者F及び役員Gがそれぞれ50%ずつとなっている（F及びG以外に役員等はいない）。
- 2 E社は、令和2年3月期法人税の確定申告分3,000,000円を滞納している。
- 3 E社は、令和4年3月31日、株主総会において解散を決議し、清算人にFを選任した（登記済）。
- 4 清算人であるFは、その選任時におけるE社の残余財産について、その選任後に、次のとおり清算手続（分配）を行った。
 - (1) 現金2,000,000円をF名義預金口座に振り込んだ。
 - (2) 定期預金3,000,000円を解約し、G名義預金口座に振り込んだ。
 - (3) H（Fの友人）に対する貸付金債権1,000,000円について、債権放棄した。
- 5 現在、E社は、滞納処分の執行が可能な財産を有していない。

TAC予想問題

●直前対策補助問題 第3回〔第一問〕

- 1 滞納処分の停止と財産の差押え及び徴収権の消滅時効との関係について述べなさい。

●上級演習 第5回〔第一問〕

1. 次のことがらについて述べなさい。
 - (1) 合名会社等の社員の第二次納税義務

●直前予想答練〔第一問〕

- 問3 甲の滞納国税1,300万円（法定納期限：令和4年3月31日）であり、自家用車（概算評価額：100万円）に対して滞納処分を執行し、そのうえで、R国所在の甲所有の別荘用地（概算評価額：300万円）について、R国に対し上記国税（共助対象国税）の徴収共助の要請をした。なお、甲は令和4年6月16日、R国在住の親族乙に対して送金（贈与）をしている。

この場合における国税徴収法上の徴収方途について、事例に則して述べなさい。ただし、具体的な徴収手続まで述べる必要はない。

〔注〕各問いにおいて、債権額及び財産額の変動、他の財産状況、保証人の存在などは考慮する必要はない。また、土日、期限の延長等も同様とする。

〔注〕各問いにおいての徴収見込額は、概算評価額によるものとする。

●合格情報補助問題〔第一問〕2

- 問4 甲合資会社は、無限責任社員A、有限責任社員B及びCが登記されているが、滞納消費税700万円がある。そして、その納付をしないまま解散し、清算人乙は残余財産900万円を以下のように分配した。
- (1) 無限責任社員Aに400万円分配
 - (2) 有限責任社員Bに300万円分配
 - (3) 有限責任社員Cに200万円分配
- この場合における第二次納税義務者及びその範囲について答えなさい。